

2025年5月9日

協議会
委員各位

小児・AYA 部会
部会長 浜田 聡
(琉球大学病院小児科講師)

各市町村に対する「若年がん患者等支援事業」への参加の働きかけについて

第4次がん対策推進計画（協議会版）では、

第2 分野別施策と個別目標

2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供

（2）緩和・支持療法

②在宅医療

個別施策1 望んだ場所で過ごせたがん患者の割合を増加させる

個別施策2 在宅で亡くなったがん患者の医療に対する満足度を向上させる
および

（3）個別のがん対策

④AYA世代のがん

直接該当する個別施策はなし

に該当する施策です。

がん患者支援では、0歳～20歳未満の末期がん患者は、「小児慢性特定疾病医療費 助成制度」により医療費助成や福祉用具の給付支援を受けることができ、40歳以上の末期がん患者は、公的介護保険制度により1割～3割の自己負担で介護サービスを受けながら、在宅療養することができます。

しかし、その間の世代（20歳～39歳）の末期がん患者については、これまでは公的支援がなかった状況でした。そこで、沖縄県では昨年度より「若年がん患者等支援事業」としての助成を開始しました。具体的には、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具購入、福祉用具レンタルなどの費用の一部（上限額 54,000 円/月）が助成されます。がん患者やご家族にとって大変有益な内容となっています。

小児・AYA 部会をはじめ、離島・へき地部会、緩和ケア・在宅医療部会、情報提供・相談支援部会も、この施策はすばらしい施策と評価しています。

しかし、残念ながら、今年2月時点での県内の参加状況は、沖縄県下の41市町村中わずか5市町村に留まっている状況です。

本協議会からも、各市町村にお願いをしていただき、この施策に加わる市町村を増やし、支援を受けられる20歳～39歳の末期がん患者が増加し、少しでも臨んだ場所で過ごせる患者が増加し、在宅医療に対する満足度が向上することができればと思います。

別紙資料にありますように、要望書を、協議会議長から各市町村長へ送ることの審議をお願いいたします。

琉大上総第 号

令和 7 年 月 日

各市町村長 殿

沖縄県がん診療連携協議会議長

鈴木 幹男

(公 印 省 略)

「若年がん患者等支援事業」への参加依頼について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、がん患者支援では、0歳～20歳未満の末期がん患者は、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」により、医療費助成や福祉用具の給付支援を受けることができ、40歳以上の末期がん患者は、公的介護保険制度により、1割～3割の自己負担で介護サービスを受けながら、在宅療養することができます。しかしながら、その間の世代、20歳～39歳の末期がん患者については、これまでは公的支援がなかった状況でした。

当協議会としても、このことについて憂慮しておりましたが、沖縄県が、昨年度より「若年がん患者等支援事業」としての助成を開始し、具体的には、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具購入、福祉用具レンタルなどの費用の一部が助成されます。がん患者やご家族にとって大変有益な内容となっておりますが、令和7年2月時点、県内の参加状況は、わずか5市町村に留まっている状況です。

当協議会としましては、対象となる全てのがん患者やご家族に、この支援をご利用頂けることを切に願っております。

つきましては、ご多用の折、誠に恐れ入りますが、事業へのご参加を検討頂けますと幸甚に存じます。何卒お願い申し上げます。

敬具

＜この依頼文に関するお問い合わせ先＞

琉球大学病院がんセンター

事務担当 石川

TEL : 098-894-1528

mail : hk209555@jim.u-ryukyu.ac.jp

若年がん患者等支援事業 ②【若年がん患者在宅療養生活支援事業】

現状・課題

40歳以上の末期がん患者は、本来65歳以上でないと利用できない公的介護保険を利用し、1割～3割の自己負担で介護サービスを受けながら在宅療養することができる。また、18歳未満の末期がん患者は、小児慢性特定疾病医療費助成制度により、医療費助成や福祉用具の給付支援を受けることができる。一方、上記世代の「はざま」にある、18歳～39歳の末期がん患者については、公的支援がなく、がん末期の最期の時間を自宅で療養する費用についても自己負担を余儀なくされている状況である。

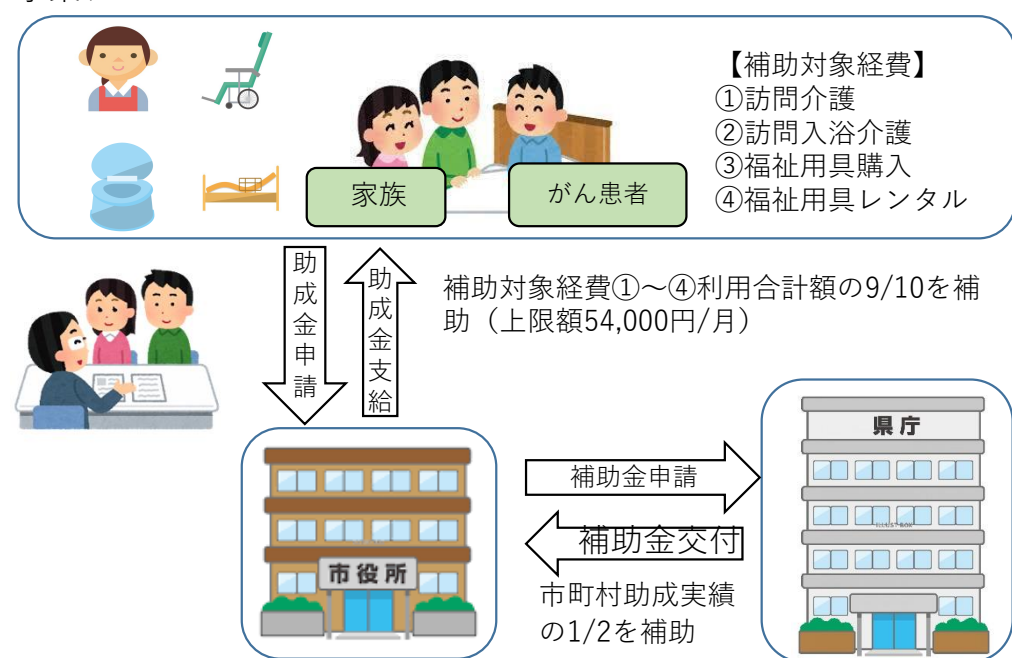
事業目的

若年がん患者が最期まで住み慣れた自宅で自分らしく過ごす選択ができるよう、経済的に支援を行い、がん患者のQOL向上につなげる。

事業内容

- 1 実施主体
市町村
- 2 対象市町村
「若年がん患者在宅療養生活支援事業実施要領」に基づき、若年がん患者に対し在宅療養生活支援事業を実施した市町村
- 3 対象者
沖縄県内に住所を有する20歳以上40歳未満の者であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した者（年齢が18歳又は19歳であって、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない者を含む）
- 4 対象経費
訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入
- 5 補助率
2分の1

事業フロー



《実施市町村（令和7年2月時点）》 5市町村
恩納村・北谷町・宮古島市・北中城村・石垣市